

調達要求番号：5PDC1A00023

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
水戸地方合同庁舎 洋式便器改修役務	茨城地本—Z 2 5 A 0 2 3		
	作	成	令和7年11月27日
	変	更	
	作成部隊等名		自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「官側」という。）において使用している和式便器から洋式便器への改修役務について規定する。

1.2 用語及び定義

製造者等がカタログで明示した製品の名称、形式、番号、種類、等級等（以下「製品名等」という。）により仕様を示したものをいう。

2 役務に関する要求

2.1 概要

a) 一般事項

- 1) 改修を行う便器は、一般洋式便器とし、下記による。
- 2) 改修作業終了後には作業報告書を官側へ提出するものとする。報告書の様式については契約相手側の随意の様式とする。
- 3) 改修に必要な機械工具及び消耗品については契約相手方が用意及び負担するものとする。
- 4) 改修に必要な光熱水は官側の負担とする。
- 5) 改修に際し生起する廃材については、契約相手方が処分するものとする。
- 6) 契約相手方は、本役務の実施に当たり損傷の恐れがあると判断される部分について養生等を施す。この際、防火扉、消火栓、消火器等の防火設備に支障が生じないようにする。

2.2 役務の内容

a) 洋式便器等の設置

- 1) 設置する洋式便器は、CS497BD#NW1または同等品以上とする。
- 2) 設置するウォシュレットについては、TCF588（便器洗浄付タイプ）または同等品以上とする。使用するコンセント及び給水設備等の増設をするものとする。
- 3) 設置する紙巻器については、YH702または同等品以上とする。
- 4) その他、給排水管等の取付及び設置に必要な部品の取付をするものとする。

b) 床タイル・トイレブース等の設置、

- 1) トイレブースについては、既存トイレのブース及びドアを利用し、内開きから外開きに変更する。
- 2) 設置する床タイルについては、現状と類似色を使用、床下地補修、防水補修をするものとする。

2.3 履行場所

履行場所は、水戸地方合同庁舎2階及び3階の男子トイレとする。

2.4 事前準備業務

本役務の入札又は見積り合わせに参加しようとするものは、事前に官側担当者の立ち合いの下、履行場所の現地確認を実施する。現地確認に要する費用は、全て相手側の負担とする。現地確認の日時は、1月13日（火）10時または14時とする。現地確認を希望する者は、1月9日（金）までに官側担当者へ希望日時を連絡するものとし、指定した日時以外で現地確認を希望する場合、官側と調整の上、実施する。

3 仕様書等に関する疑義

契約相手方は、この仕様書について明示がない事項又は疑義を生じた場合については、官側へ連絡し、協議により定めるものとする。

4 品質保証等

4.1 品質保証

- a) 施設等を破損した場合は、官側の指示に従い、官側が要求する条件で契約相手方が補償又は賠償する。
- b) 官側又は第三者に損害を与えた場合、補償又は賠償にかかる費用は全て、契約相手方が負担する。
- c) 官側の通常の使用下において、1年以内に契約の内容に適合しない破損等が認められた場合、契約の相手方は無償で修理及び補償をするものとする。細部は、官側との調整による。

4.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領による。